

通所サービス事業所の事業所規模区分に係る書類作成及び提出について

平素より福岡市の保健福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、通所介護事業所及び通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分の取扱いについては、平成12年厚生省告示第19号及び平成12年厚生省告示第26号に基づき、厚生省老人保健福祉局企画課長通知（平成12年3月1日老企第36号）においてその具体的な取扱いが示されているところですが、引き続き事業を実施する事業所は、下記のとおり、事業所規模区分が変更になるかの確認を行い、変更となる事業所におかれましては、必要書類を郵送にてご提出ください。

記

1 事業所規模区分の確認について【全事業所対象】

事業所規模については、前年度の実績に基づき決定されるため、通所介護（通所リハビリテーション）事業所規模の区分等調査票（A）または（B）＜参考様式1または2：福岡市ホームページへ掲載＞を用いて平均利用延人員を計算し、該当する規模区分を確認してください。

また、調査票（A）又は（B）及びその計算根拠資料については、計算結果の如何にかかわらず、各事業所において5年間保存して下さい。

2 規模区分変更に係る必要書類の提出について＜様式は福岡市ホームページ掲載＞

【上記1の計算の結果、規模に変更がない事業所は提出不要です。】

（1）介護給付費算定（福岡市介護予防・日常生活支援総合事業費）に係る体制等に関する届出書・変更届出書（別紙1）

（2）介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙3）

（3）通所介護（通所リハビリテーション）事業所規模の区分等調査票（A）または（B）
＜参考様式1または2＞

※ 事業所規模の変更とともに定員の変更等が生じる場合には、別途、事業者指導課への事前協議や変更届出が必要です。

3 提出期限

毎年3月15日必着 ※15日が休日の場合は前開庁日

4 提出先

〒812-0012 福岡市博多区博多駅中央街8-1 博多郵便局留
麻生教育サービス株式会社 規模区分係 宛

※封筒の表に赤字で「規模区分に係る届出 在中」と記載してください。

5 提出書類様式について

福岡市ホーム >健康・医療・福祉 >高齢・介護 >事業者の方へ >届出・申請手続き >介護サービス事業等の申請・届出について >3 加算・減算等届出

※届出（申請）用様式集の該当サービス分を使用ください

【提出先及び問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市保健福祉局 高齢社会部

事業者指導課 在宅指導係

電話：711-4257 FAX：726-3328